大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和8年11月27日

届出年月日：令和8年9月8日

店舗名：ドラッグコスモス宮崎税務署前店

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和8年11月27日から令和8年12月28日 まで

意見の概要：別紙のとおり

（実施要領様式第6号）



受理年月日	年　月　日
受理番号	
備　考	

意　見　書

宮産第876号
令和8年11月17日

宮崎県知事　河野　俊嗣　殿

宮崎市長　清山　知憲



令和8年9月10日付け25010－1100－5で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称:ドラッグコスモス宮崎税務署前店
　所在地:宮崎市宮田町38番の一部

2　意見
　なし

3　留意事項
【地域安全課】
・当該計画地の出入口と接続する道路は、朝夕の通勤、通学時間帯は交通量が多くなると予想される。
　よって、工事関係車両の出入りの際は、路側帯手前での確実な一時停止及び歩道手前での安全確認を実施した後、通行車両の動静に留意しながら進行する等、交通事故防止に努めること。
　また、バス路線であることから、バス通行の妨げとならないよう注意すること。
・車両により土砂等を運搬する際は、積載物の転落や飛散防止措置を講じること。
・工事関係車両を付近道路に駐車し、工事用の機材等を道路に置かないこと。
　やむを得ず駐車等を行う必要がある際には警察署長の道路使用許可を得ること。

【循環社会推進課】
・「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」及び「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則」の規定により、事業用大規模建築物に該当するため、次の二つが義務づけられることに留意してください。
　①事業系一般廃棄物減量計画書の提出（毎年1回、5月31日まで）
　②廃棄物管理責任者の選任届の提出

・「廃棄物等の保管施設の位置及び容量」に記載されている保管施設の容量について、廃棄物収集者や廃棄物処理業者の休業日等により通常より多くの廃棄物を保管することも考えられますので、保管施設以外の場所に廃棄物を保管することが無いようご留意ください。なお、廃棄物保管室においては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確にし、それぞれが混入しないように適正に保管してください。
　また、事業系一般廃棄物を市の一般廃棄物処理施設で焼却処理する場合、基本的に日曜日、祝休日は受入できませんので、その点もご留意ください。

【環境保全課】
・設置する空調・冷凍冷蔵用屋外機等の送風機が騒音規制法第6条または宮崎市公害防止条例第18条に定める規定に該当する場合、必要な事項を届け出ること。
・事業場の所在地は商業地域となっており、特定施設（騒音発生施設）を設置する場合は事業場から発生する音が騒音規制の対象となることから、搬入搬出や廃棄物収集に伴う作業音の低減を定期的に指導し、近隣住民の生活環境の保持に努めること。

【道路維持課】
乗入等、道路構造物の変更を行う場合は道路法第24条に基づく道路工事承認申請を提出すること。

【都市計画課】
・建築物等に関すること
建築行為や工作物を設置する場合、「景観法」「宮崎市景観条例」に基づく届出が必要になる場合があります。
・屋外広告物に関すること
屋外広告物を設置する場合、「宮崎市屋外広告物条例」に基づく許可及び「宮崎市景観条例」に基づく届出が必要となる場合があります。

【建築行政課】
・予定建築物の場合、建築確認申請のほか下記が必要になる場合があります。
・「宮崎市福祉のまちづくり条例」に基づく届出（建築確認申請の14日前まで）
・「建設リサイクル法」に基づく届出（工事着手7日前まで）

【公園緑地課】
工事完了後、「宮崎市緑のまちづくり条例」に基づき緑化完了報告書の届出を行うこと。

文書取扱：経済部産業政策課
電話：21－1792